

国立大学法人長崎大学と公益財団法人東洋文庫との 包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と公益財団法人東洋文庫の両機関（以下「両機関」という。）は、協力関係の確立が両機関にもたらす利益を認識し、相互の包括的な連携・協力を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両機関の研究及び教育における協力を発展させ、また相互に密接な連携を図り関連する研究分野の発展促進と人材育成に寄与することを目的とする。

（交流内容）

第2条 両機関は、平等と互恵を基本とし、双方が関心を持つ学術的分野において、以下の項目について交流を促進する。

- (1) 教職員及び研究者の交流
- (2) 学生、教職員及び研究者への指導及び教育
- (3) 共同研究の実施
- (4) 講義、講演及びシンポジウムの実施
- (5) 学術情報及び資料の交換
- (6) 人文社会学系大学院(仮称)博士課程構想における連携の検討
- (7) その他両者が合意した事項

（連携・協力の実施）

第3条 本協定に基づく具体的な活動の策定及び実施については、当事者の部局間で個別に協議し、覚書により合意するものとする。両機関は、相互に法令を尊重し、これらの活動を開始するものとする。

（経費・施設の利用）

第4条 第2条に記載された協力活動は、各々の機関の人員、施設及び財源の利用可能性により制約を受け、財源が両機関のいずれかから提供されることを保証するものではない。

（協議）

第5条 本協定に基づく共同研究の成果について、知的所有権等が生ずる可能性が生じた場合は、両機関は誠実に協議を行い、公正に取り扱うものとする。

（協定の改正）

第6条 本協定は、両機関の代表者の書面による合意により、修正又は変更することができる。

（有効期間）

第7条 本協定は、両機関の代表者が協定書に署名した日から効力を生じ、5年間有効とする。ただし、期間満了の6ヶ月前までに両機関のいずれかから文書による解消の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに5年間継続し、以後も同様とする。

第8条 本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各機関1通を保有する。

平成29年9月28日

平成29年9月28日

長崎県長崎市文教町1-14

東京都文京区本駒込2-28-12

国立大学法人 長崎大学

公益財団法人 東洋文庫

学長 片 峰 茂

理事長 横 原 稔

